
『医療法人制度改革の概要と改正後の対応ポイント』

ポイント

- 医療法人制度改革の全貌
- 医療法人制度の主要改正点
- 新設された「社会医療法人」と「拠出金制度の医療法人」の概要
- 医療法人制度改革後の対応ポイント

1

医療法人制度改革の全貌

>>>医療法人制度改革の全貌

平成 18 年 6 月 第 5 次医療法改正法案が参議院を通過可決し、来年 4 月より、新医療法が施行されます。これにより医療法人のあり方も大きく見直されることとなりました。

本レポートでは、その全貌と主要改正点について解説いたします。医療法人制度改革の全貌は、下記【図 - 1】の通り、公益性の高い医療法人「社会医療法人」が創設され、出資持分の定めのある医療法人社団のあり方も見直されました。

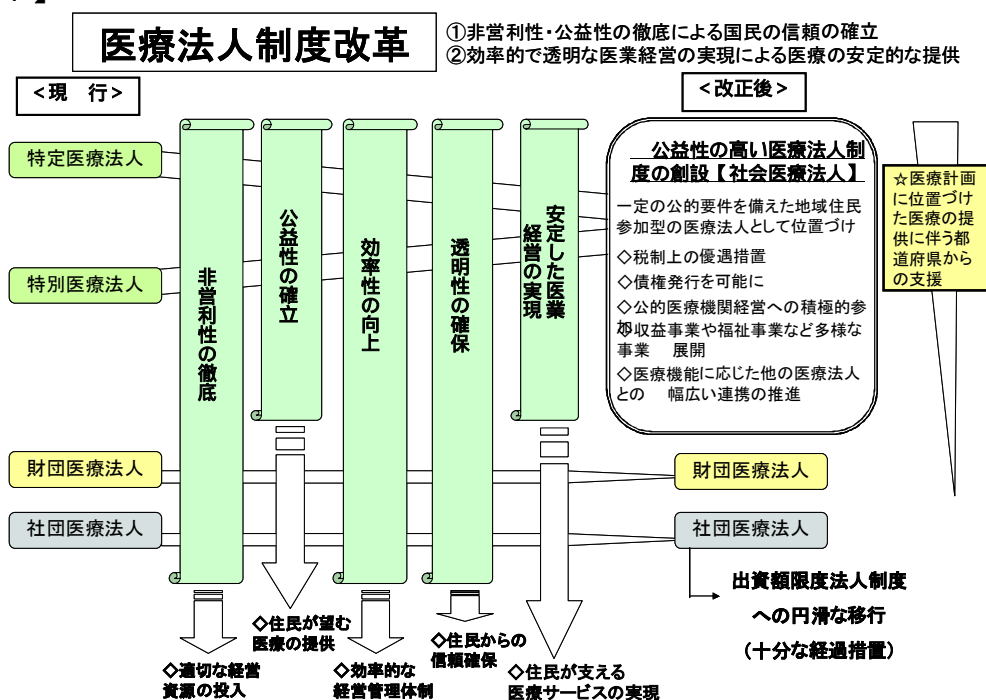
医療法人制度改革は、5つの基本方針に基づき推進されました。

< 医療法人制度改革の基本方針 >

- 非営利性の徹底
- 公益性の確立
- 効率性の向上
- 透明性の確保
- 安定した医業経営の実現

これら5つの柱を基本として医療法人制度を見直し、医療法人に対する国民の信頼を確立するという考え方が基本となっています。

【図 - 1】



>>>医療法人制度改革のスケジュール

医療法人制度改革に関する関連法案（第5次医療法改正）は、平成17年7月「医業経営の非営利等に関する検討会報告」を基に、最終的に平成18年6月医療制度改革関連法案が参議院で可決され成立しました。

平成17年7月	医業経営の非営利等に関する検討会報告 「医療法人制度改革の考え方」
平成18年2月	医療制度改革関連法案閣議決定
同年6月	医療制度改革関連法案 参議院可決 成立

法案成立後のスケジュールは、下記の通りです。今後改正医療法関連の政省令が整備され、それを受けて年末までに税制改正大綱が策定され、平成19年4月から新しい医療法人制度がスタートします。

今後のスケジュールで注目すべきは、税制改革大綱です。出資金に関する課税の問題等不明確な部分を、政省令を受けて整備される見込みとなっています。

<法案成立後のスケジュール>

平成18年9月～10月 同年12月	改正医療法関連の政省令（予定） 平成19年税制改正大綱（予定） ・社会医療法人の税率、拠出金制度の医療法人（旧出資額限度法人）に対する移行時の課税
平成19年3月	平成19年税制改正法案可決（予定）
平成19年4月	新医療法人制度のスタート（予定）

>>>医療法人制度改革以外の施行期日

第5次医療法改正では、医療法人制度改革以外にもチェックすべき点がありますので、ここで整理します。

平成19年1月1日 有床診療所の見直し

- ・医療計画の基準病床数の制度の対象 オーバーベッド地域では規制の対象
- ・48時間の入院期間で制限規定の廃止
- ・医療従事者の配置等の情報開示

平成20年4月1日 薬剤師、看護師の再教育の義務化

- ・医療ミスや刑事事件を起こした薬剤師や看護師らに対する行政処分の厳格化
- ・「免許取消し」と「業務停止」の2種類の現行の処分類型に「戒告」を新設

2

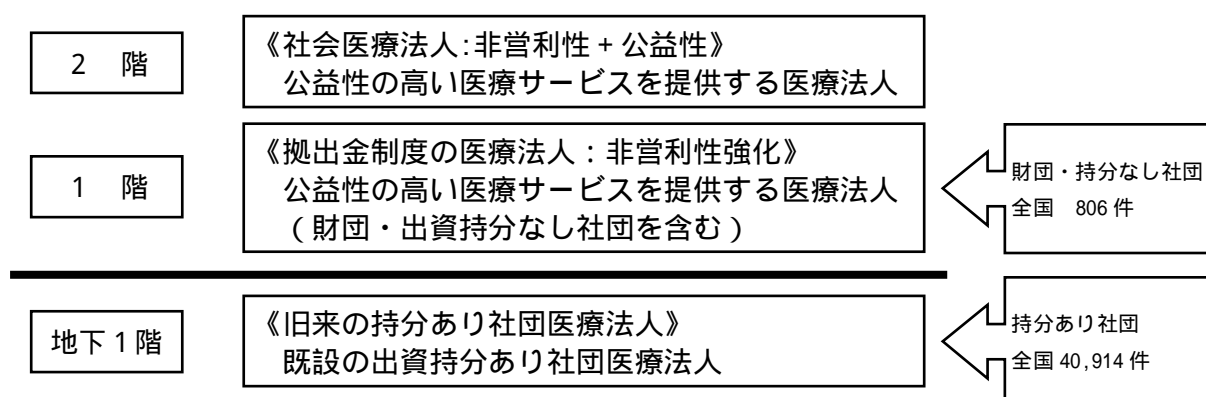
医療法人制度の主要改正点

>>>変わる医療法人体系

平成 19 年 4 月 1 日より、医療法人の体系が変わります。【図 - 2】にあるように、地下 1 階地上 2 階建ての制度になります。

特別医療法人が廃止され、新たに社会医療法人（ 1 ）が創設されました。また、名称は最終決定していませんが、出資額限度法人が「拠出金制度（仮称）の医療法人」（ 2 ）と名称を変え規定されることとなりました。これは、新医療法において解散時の残余財産の帰属先が、国、地方公共団体、医療法人その他の医療提供者となり、厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるように規定されたことによります。（医療法第 44 条 4 項、同 50 条 4 項）

【図 - 2】



【改正医療法抜粋】

(1) 新医療法第 42 条の 2 新設 「社会医療法人」

医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。 【要件の詳細については後述】

(2) 新医療法第 44 条 4 項、同 50 条 4 項 新設 「拠出金制度の医療法人根拠法」

【第 44 条 4 項】

解散時、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

【同 50 条 4 項】

第 44 条第 4 項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

>>>明記された自主的運営基盤の強化や運営の透明性

医療法人の基本原則が、旧医療法には明記されていませんでした。そこで、今回新たに医療法第 42 条の 2 で規定され、医療法人の役割を明確化しました。ポイントは、医療の質の向上と運営の透明性です。

【新医療法第 40 条の 2】

「医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう務めなければならない。」

>>>指定管理者として公的施設が運営可能

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を運営できることとなりました。

一時、社会医療法人を公的の受け皿にという議論もなされましたが、1 階（拠出金）以上の医療法人すべてが「指定管理者」となることができます。

【新医療法第 40 条】

「医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。」

>>>附帯業務の拡大で「有料老人ホーム」の経営が可能に

医療法人の行える附帯業務の拡大が図られ「有料老人ホーム」の経営が可能となりました。厚生労働省の計画としては、療養病床を現在の 38 万床から 15 万床削減の方針を打ち出しており、病床を転換する場合の選択肢の一つとして提示した形となりました。

【新医療法第 42 条 1 項 8 号】

「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置」

>>>医療法人の運営面での改正

役員の補充についての明確化

【新医療法第 48 条の 2】

理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

社員総会年 1 回開催の義務付け

【新医療法第 48 条の 3 第 1 項】

社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年 1 回、定時社員総会を開かなければならない。

監事の職務明確化で求められる運営の透明性

【新医療法第 46 条の 4 第 3 項】

(監事の職務)

医療法人の業務を監査すること。

医療法人の財産の状況を監査すること。

医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 3 ヶ月以内に社員総会又は理事に提出すること。

監査の結果、業務・財産に関し、不正や法令・定款等の違反という重大事実がある場合には都道府県知事等に報告すること。

社団医療法人の監事は、報告のため必要があれば社員総会を招集すること。

財団医療法人の監事は、報告のため必要があれば、理事長に評議員会の招集を請求すること。

医療法人の業務・財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

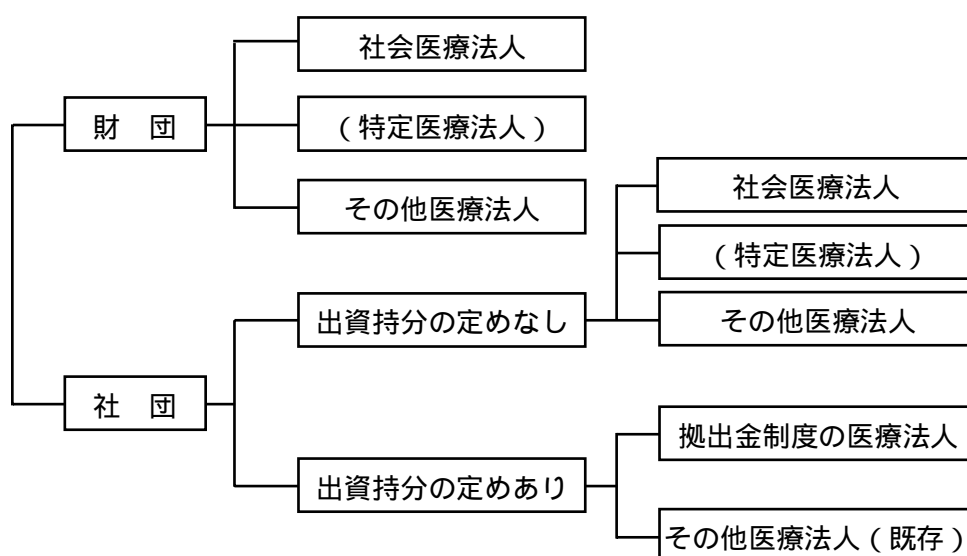
以上、運営面での改正について明示しました。医療法人の運営については、「運営基盤の強化」「透明性の確保」がキーワードとなっています。同族で経営している医療法人では、社員総会を開催したことがない医療法人も多いのではないのでしょうか。また、「透明性の確保」において今後重要な役割を担うのが監事の方です。実際に監事の方は、監査業務を行なっているのでしょうか。改正医療法施行前に、現在の監事の職務等について再度検討する必要があると思われます。

3

新設された「社会医療法人」と「拠出金制度の医療法人」の概要

>>>医療法改正後の医療法人の類型

社会医療法人の創設によって、医療法人の類型がどうなるのか整理して見ました。財団、社団の大枠は変わりませんが、特定医療法人が存続し、特別医療法人が廃止され社会医療法人が新設されるなど複雑になっておりますので、下記の表を確認下さい。



注) 1 : 特定医療法人は税法上の優遇措置で医療法に規定無し

注) 2 : 特別医療法人は 18 年 3 月 31 日で制度廃止。

ただし、既存の特別医療法人は、平成 24 年 3 月まで存続

>>>社会医療法人の要件

社会医療法人は、平成 19 年 4 月から創設される新制度です（新医療法第 42 条の 2）。公益性の高い医療サービスを提供する医療法人で、一般的には地域医療の中核病院と位置づけられます。今後、詳細要件（例：申請可能な病床数等）とともに、税率等が検討される予定となっています。新医療法で定められた要件は、下記の 7 点です。

要件 1（新医療法第 42 条の 2 第 1 項一号）

役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないこと。

要件2（同二号）

社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び3親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

要件3（同三号）

財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

要件4（同四号）

救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

救急医療等確保事業とは・・・

救急医療 災害医療 へき地医療 小児救急 周産期医療
その他都道府県が必要とする医療

要件5（同五号）

前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

- イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ロ 当該業務を行うための体制
- ハ 当該業務の実績

要件6（同六号）

前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

要件7（同七号）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

その他の要件

【財務諸表監査】

一定規模以上の社会医療法人について、公認会計士または監査法人による財務諸表監査を受けなければならない

【特別な利益供与の禁止】

医療法では規定されていないが、特定医療法人を参考に厚生労働省令で要件が定められることになると思われる

>>>社会医療法人の特徴

社会医療法人は、特別医療法人と同様に収益業務ができる他、社会医療法人債の発行、募集ができる旨を新医療法で規定しています。しかし、税制面での取り扱いは、今後政省令を受けて検討に入ると思われ、現段階では確定していません。平成 19 年度税制改正の中で検討される項目です。当初、公的医療機関の受け皿となる、特別養護老人ホームの経営ができる等話題となりましたが、公的医療機関については、拠出金制度の医療法人であれば指定管理者可能となりましたし、特別養護老人ホームは見送られました。

いずれにしましても、救急医療等確保事業の要件があるため、地域中核病院を想定して規定された制度であり、ハードルは非常に高いと思われれます。

収益業務を営むことができる
 社会医療法人債の発行、募集等ができる
 法人税率が優遇（？） 寄付金税制での優遇（？） 今後検討

>>>社会医療法人の認定

社会医療法人は、都道府県認可となる法人です。よって、認定に当たっては都道府県医療審議会の意見を聞くこととなっています。

新医療法第 42 条の 2 第 2 項

都道府県知事は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。

>>>拠出金制度の医療法人とは

拠出金制度の医療法人とは、出資額限度法人の新しい名称（予定）です。第 5 次医療法改正で対応される法人で、平成 19 年 4 月 1 日施行されます。

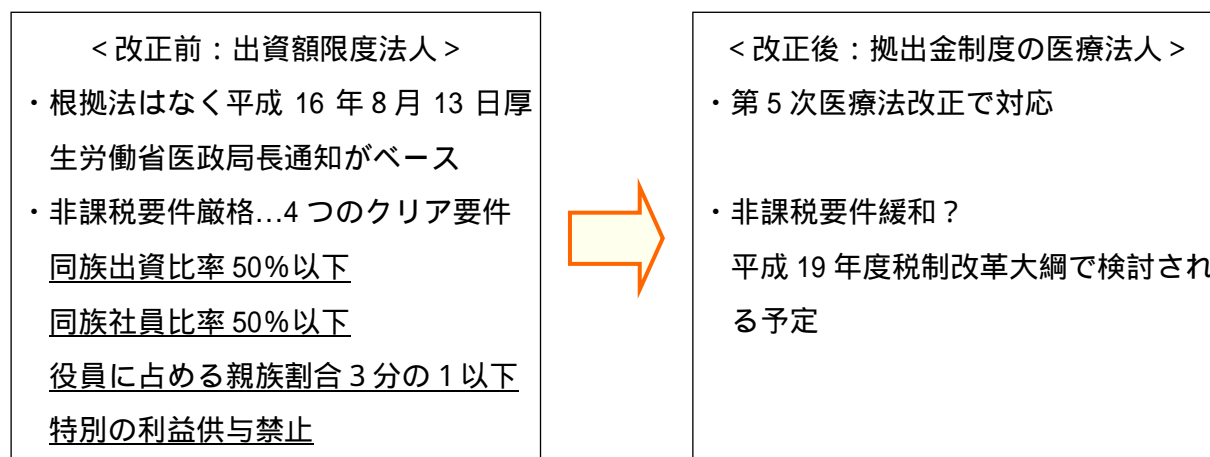
出資額限度法人については、法律上の担保がなく、税務上の取り扱いも難しかったため、なかなか移行が進んでいないのが実態でした。

平成 18 年 3 月 31 日現在

医療法人数	全 国	41,720 件	南関東	9,768 件
出資額限度法人	全 国	125 件	南関東	23 件

改正後の拠出金制度の医療法人については、平成 18 年 9 月をめどに政省令が整備され、これを受けて、税務上の取り扱いも平成 19 年度税制改正大綱で手当される予定となっています。

下記のように、同族による出資比率が 100%の医療法人が多い中、どのように要件が緩和されるのか今後のポイントとなります。



>>>拠出金制度の医療法人制度の申請

出資額限度法人は、定款変更手続きにより認可されます。拠出金制度の医療法人についても同様の手続きとなると思われます。変更する条文は、下記の 3 点になります。

【変更する定款条文】

- | |
|--|
| <p>第 8 条 <u>社員は、本団体の資産の分与を請求することができない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。</u></p> <p>第 33 条 本団体が解散したときの残余財産は、<u>国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</u></p> <p>第 34 条 第 8 条及び前条の<u>変更はできないものとする。</u></p> |
|--|

4

医療法人制度改革後の対応ポイント

>>>既存医療法人はどうなる？

本改正で、原則 2 階建てとなり、社会医療法人か拠出金制度の医療法人のみとなりますが、既存医療法人(いわゆる出資持分の定めのある社団)については経過措置があります。

いわゆる「当分の間」持分のある社団医療法人が存続することができるということです。これは、改正法附則第 10 条 2 項に規定されています。

【 新医療法附則第 10 条】

(残余財産に関する経過措置)

新医療法第 44 条第 4 項の規定は、施行日以後に申請された同条第 1 項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第 44 条第 1 項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第 44 条第 4 項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間(当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき医療法第 50 条第 1 項の認可を受けるまでの間)、新医療法第 50 条第 4 項の規定は適用せず、旧医療法第 56 条の規定は、なおその効力を有する。

では、「当分の間」とはいつまでかということに関して、厚生労働省は「大きな社会情勢の変更があって、法律改正が必要となるまでの間」と答えるにとどまっています。しかし地下 1 階から 1 階への移行は強制ではなく、あくまでも自主的移行とされています。これは、既存の持分あり社団医療法人の財産権に配慮したものだと思われます。これらのことから、「当分の間」とは、実質無期限と解釈することが妥当と思われます。

経過措置が及ぶ範囲は財産権に関するもののみ

経過措置の及ぶ範囲は、財産権の侵害にからむ下記の 2 点ですので注意が必要です。

退社時の持分払戻請求権

解散時の残余財産分配請求権

よって、これ以外の改正点については、定款変更認可申請をしなければなりません。

【改正法附則第9条，】

平成19年4月1日前に設立された医療法人は、1年以内（平成20年3月31日まで）に、新医療法に沿って定款・寄付行為の変更認可申請をしなければならない。
 （例：社員総会の開催、役員の補充に関する規定等）

>>>新しい体系に移行した方が有利か

出資額限度法人には、前述したように、非課税4要件があるため容易に移行できません。しかし、平成19年4月1日から改正医療法が施行となり、税制改正が行なわれる中で、要件が緩和する可能性があります。その状況を見ながら検討されると良いでしょう。

持分の定めのある医療法人で悩まれているのは、「多額になった出資金の含み益」です。出資者が、出資持分以外の含み益に付いて放棄をし、医療法人は、払込済み出資金のみ払い戻せば良いのですから、緩和により多くの医療機関が救われると思われれます。

【要件緩和により拠出金へ移行検討すべき医療機関】

内部留保が多額にあり、出資金が何十倍にもなっている医療機関
 後継者が育ち、スムーズに事業承継したいと考えている医療機関
 実質非同族で運営しており出資金でもめたくない医療機関 他

>>>既存形態での医療法人設立は、平成19年2月説明会がリミット

平成19年4月1日から改正医療法が施行されますので、4月1日以降は、「退社時の持分払戻請求権」「解散時の残余財産分配請求権」が認められている現在の医療法人形態での設立はできなくなります。具体的な、申請時期による承認の違いは、下記の通りです。

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県における具体的スケジュールは、下記の通りです。平成19年2月の説明会がリミットとなりますので、お早目の準備をお勧めします。

	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
説明会	平成19年2月初旬	なし	8月21日・10月13日	なし
仮申請 本申請	【仮申請】 平成19年3月初旬	【素案受付】 9月下旬～10月初旬 【本申請】 12月中旬～12月下旬	【事前審査】 11月7日～24日 【本申請】 12月中旬頃	【予備審査】 10月受付開始 (要電話予約) 【本申請】 11月中旬～12月中
審査会	平成19年6月まで	2月中旬頃	2月中旬頃	2月
認可	平成19年8月初旬	3月上旬頃	3月上旬頃	3月中旬頃

詳しい日程等詳細につきましては、該当する都・県の医療整備課、医療課等にご確認ください。

◆現在個人経営で医療法人化早期検討先

下記に該当する医療機関は、駆け込みでの申請を検討すべきです。

院長が高齢で、後継者が経営に参画している。

相続税対策が可能（設立後に出資持分を後継者に移行）

最近開業したが、予想以上に所得が増加している。

給与等節税対策（しかも残余財産は出資者に帰属できる）

>>>特定・特別医療法人はようになる？

特定医療法人制度については、今後も存続します。ですから、毎年9月受け付け、翌年3月承認のサイクルで申請が継続します。一方、特別医療法人は、平成19年4月1日以降は、制度が廃止され新規設立はできなくなります。新規の設立をする場合には、平成19年3月31日までに申請を行えば、認可が翌4月でも特別医療法人になることができます。また、既存の特別医療法人については、5年間の経過措置を設けて平成24年3月31日廃止予定となっています。この5年間の経過措置の間に社会医療法人に移行しない場合には、自動的に出資持分なし社団又は財団の医療法人となります。

特定医療法人	存続
特別医療法人	新規申請 平成19年3月31日まで
	既存先 平成24年3月31日廃止
	（平成24年3月31日までに社会医療法人へ移行）

>>>今後の税制改正に注目！

医療法人制度は、今後政省令の作成に入り、年内に税制改革の骨子が固まります。出資持分の払戻請求権、解散時の残余財産分配請求権が保証された医療法人の設立は、平成19年2月説明会がリミットとなりますので、現在個人事業の方は、この時期にぜひご検討ください。また、今まで、不透明であった税務上の取り扱いについて、明確な基準が出るのかあるいは、拠出金型の医療法人移行において課税されるのか、そして、社会医療法人の税率は、特定医療法人より低くなるのかが興味のあるところです。これら改正内容によっては、拠出金型の医療法人への移行が進むと思われるので、税法上の取り扱い基準について、今後注目して頂きたいと思います。